◇**自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一六号）（国土交通省）

1　外貌に係る後遺障害の等級の一部を改めることとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の自動車損害賠償保障法施行令の規定は、平成二二年六月一〇日以後に発生した自動車の運行による事故から適用することとした。

◇**医療法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七号）（厚生労働省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第三七号）の施行に伴い、医療法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令**（政令第一一八号）（文部科学省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第三七号）の施行に伴い、文部科学省関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令**（政令第一一九号）（国土交通省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の国土交通省関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条～第五条関係）

㈠　道路法施行令（昭和二七年政令第四七九号）

㈡　地方住宅供給公社法施行令（昭和四〇年政令第一九八号）

㈢　地方道路公社法施行令（昭和四五年政令第二〇二号）

㈣　独立行政法人水資源機構法施行令（平成一五年政令第三二九号）

㈤　都市計画法施行令（昭和四四年政令第一五八号）

㈥　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四七年政令第二八四号）

㈦　都市再生特別措置法施行令（平成一四年政令第一九〇号）

2　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

法律

法律第三十五号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第四節　全部事務組合
第五節　役場事務組合
第六節　雑則
第四章　財産区
第五章　地方開発事業団
第一節　総則
第二節　組織等
第三節　財務
第四節　雑則」

を「第四章　雑則」に改める。

第一条の三第三項中「、財産区及び地方開発事業団」を「及び財産区」に改める。

第二条第三項ただし書を削り、同条第四項を次のように改める。

市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

第七十四条第五項の次に次の一項を加える。

選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

一　公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）

二　前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三　第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

第七十四条の四第四項の次に次の一項を加える。

条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮（こ）又は三十万円以下の罰金に処する。

一　国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員若しくは職員

二　沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

第七十五条第五項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

第七十六条第四項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改める。

第八十条第四項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　直人